

規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十一号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四保健医療部の表薬務課の項第四号部長専決事項の欄中「第十二条の三」を「第十二条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。